

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	市民運動広場調査解析・施工管理業務
発注課	スポーツ部施設課
選定事業者	パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>市民運動広場用地は、かつてごみ・し尿埋立地として利用されていた経緯から、広場造成に当たっては、汚染物質の拡散予防策が求められる。</p> <p>ことから、令和元年度に業務委託により、敷地の一部に試験的な盛土を行い、それによる地下水への影響を観測した上で、令和2年度業務において、広場造成による将来的な汚染拡散状況を予測し、最適な汚染対策計画を策定した。また、令和3年度、令和4年度の業務では、その将来予測の妥当性を評価するため、地下水観測を継続的に実施したところ。</p> <p>本業務は、令和5年度から開始となる造成工事による地下水への影響観測を実施し、これまでに引き続き令和2年度業務の解析条件及び予測結果の妥当性を評価するものである。そのため、本業務の履行者は、令和2年度業務の解析条件等を正確かつ詳細に把握し、地下水観測方法の継続性を確実に担保することが求められる。</p> <p>パシフィックコンサルタンツ(株)北海道支社は、令和2年度から令和4年度業務の履行者であり、解析条件及び調査方法等を熟知している。そのため、当法人が本業務を行った場合、前提条件整理等の時間を大幅に短縮できるため、経費の削減が図られること、また、観測の継続性が担保されるため、履行品質の確保が図られることから、競争に付すよりも有利である。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとした。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決定日	令和5年4月17日